

平成 25 年 9 月 18 日
一般社団法人 投資信託協会

「受益証券等の直接募集等に関する規則」等の
一部改正等について

1. 改正の目的

平成 24 年 12 月 7 日に金融庁より公表された「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ 最終報告」において、トータルリターン把握のための定期的通知制度について、「業界において制度の実施を図ることが求められる」旨提言されている。これを受け、日本証券業協会では「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正を行っているが、本会においても投資信託の直接募集等についてのトータルリターンの通知制度を導入するため、本会の「受益証券等の直接募集等に関する規則」等の一部改正等を行うものとする。

2. 主な改正内容

(1) 受益証券等の直接募集等に関する規則

振替口座簿への記載又は記録により管理している投資信託のトータルリターンについて、細則に定めるところにより通知しなければならないこととする。
(第10条の2)

(2) 受益証券等の直接募集等に関する規則に関する細則

トータルリターンの通知に関し、対象となる投資信託の範囲、対象となる顧客の範囲、トータルリターンの計算方法、通知方法並びに通知の頻度及び内容等について定める。
(第2条)

(3) 投資信託に係るトータルリターンの通知に当たってのガイドラインの制定

投資信託のトータルリターンの通知に係る実務上の取扱いや留意点を定める。

3. 実施日

この改正等は、平成 26 年 12 月 1 日から実施し、実施日以後、顧客が新たに買い付ける投資信託について適用する。